

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.12

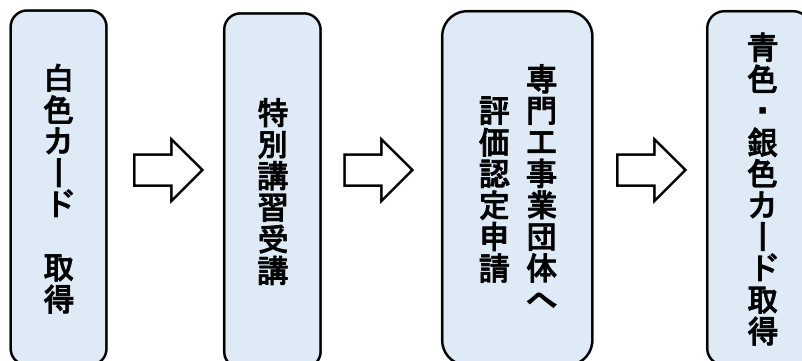
【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 建設キャリアアップシステム速報！

能力評価制度スタート

先日、日本建設躯体工事業団体連合会による建設キャリアアップシステム（CCUS）の説明会に参加しました。現在、技能者カードは白色と金色の 2 種類のみ発行されていますが、今後は青色（レベル 2）と銀色（レベル 3）が加わって 4 種類となり、本来のカードの色分けが行われます。

～青色・銀色カードへの認定の流れ～



青色・銀色カードを取得するには、必ず白色カードを取得する必要があります。その後、評価認定を受けて青色・銀色カードを取得する 2 段階となっています。

チェック！

- 2020 年 2 月 29 日までの能力評価による変更申請は、評価認定料・カード発行料が無料！
※評価認定料は未定・カード発行料 1,000 円
- レベル評価項目の就業年数は令和 6 年までは変更可能です。

～登録はお済みですか？～

今年 4 月からスタートしている CCUS ですが登録はお済みでしょうか？私も登録のお手伝いさせて頂いていますが、審査期間が 1 か月程度かかっています。CCUS は外国人労働者（特定技能）を受け入れる要件の一つになっていますし、経営事項審査（経審）の改正案にも盛り込まれています。

着々と進歩を続ける CCUS。登録がお済みでない方は、是非ご登録をおすすめします！

★運送業★

～監査が入って行政処分が下される前に内部監査！！～

11月から改正されました貨物自動車運送事業法。

今後は行政処分があると6カ月、悪質な場合は1年間事業拡大ができません。

10月に監査が入った8社のうち10日車以上の行政処分が下された事業者は5社、指導（文書警告等）が3社、監査がきて何も無しという事業者は0社でした。処分が下される可能性はどの事業者にもあります。監査は突然やってきます。突然来て慌てる前に日頃から準備しておきましょう！



監査の入る理由

① 特別監査

死亡事故など運輸局への速報の対象となる事故を起こした場合、行政処分を受けた後の改善命令に従わない場合など

② 関係機関等からの通報

労働基準監督署や公安からの通報、運転手、他事業者等第三者からの通報、巡回指導において総合評価が著しく悪い運送事業者等の疑いのある事業者に対し実施されます。

③ 監査方針に基づいての監査

長期間監査が行われていない事業者、法令違反が疑われる事業者に対して実施されます。

指摘事項の多い事項

- ・乗務時間等の基準の順守義務違反
- ・運転者に対する指導監督違反
- ・点呼の実施義務違反
- ・健康診断未受診
- ・適性診断未受診

期日管理が必要な書類

- ・運行管理者、整備管理者講習受講
- ・適性診断（適齢・初任）
- ・自動車定期点検整備記録簿
- ・年1回または2回の健康診断受診

昨年から行政処分量定が引き上げられています

- ・乗務時間等告示遵守違反が2件で20日車(月の拘束時間293時間)
- ・健康診断未受診者が3名で40日車
- ・社会保険未加入者が3名で40日車

重点項目！！

あっという間に行政処分100日車！

今度やればいいやとほったらかしになっていませんか？

まずは現状把握！！なにがどれだけでできていないのか把握することが大切です。

そのためには、定期的な内部監査が必要です。

これをお読みのみなさんの会社はきっと大丈夫。でも**協力会社さんは大丈夫ですか？**

自社で行っても「これくらいまあいいか」と甘くなったり、上司に対してだと指摘しにくいこともあるのではないのでしょうか？処分量定等、項目は多く複雑です。

いつでも内部監査に行きますのでご連絡ください。

★産廃業★ 許可なしの「ちょっとだけよ～」が命取り

■ 積替え保管のススメ

建設会社の皆さん、現場で出た廃棄物をちょっとだけ…なんて自社の土場に持ち帰って溜めていたりしていませんか？実はそれ、許可なしでやってはダメなんです…。

建設工事で発生した廃棄物は全て元請が排出事業者です。そのため、下請がそれらの廃棄物をほんの少しでも持ち帰って土場で下すのはNGです。現場が17:00に終わってトラックの荷台は廃棄物でパンパン！！委託先の間処理場は17:00で閉まってしまいうし… 明日も朝から現場で処分場に持っていく時間もない…、よし、一旦土場に下ろそう！って気持ちとても分ります。でもダメなんです…！！



運搬物を処分先以外で一旦下ろしたり、自社の敷地で一時保管するためには「積替保管」の許可が必要になります。収集運搬業の許可の一部なのですが、こんなメリットがあります

↓ 積替え保管の利点

- ・ 収集運搬してきたものを有価物と無価物に選別して**有価物を売却**する。
- ・ 廃棄物を一定量ためてから運搬することで**運送コストの削減**
- ・ 混合廃棄物を品目ごとに選別して**処理コストを削減**。

積替え保管の許可を取るのが難しいか、そうでないかは設置場所によります。

隣地の同意がどれだけいるのか、説明会が必要なのか、廃掃法以外の法令手続きが必要なのか・・・ぜひ一度ご相談ください。

■ 年末～年度末 スポット産廃でうっかりしないために

スポット産廃とは、恒常的に出る産業廃棄物とは別に時期的・一時的に排出される産業廃棄物のことで、人や事業が慌ただしく動く12～4月にかけてぐっと増える傾向があります。

年末年始や年度末は、自社でも委託先でも生産量の変動や休業が起こりやすい時期です。加えて期末の在庫整理やオフィス移転、現場の大掃除や工事などによって、普段は排出されない廃棄物にお目にかかることが多くなります。こんな時起こりがちなのが、契約前の突貫出荷、許可外品目の処理などの「**廃掃法違反**」です。

バタバタと慌ただしい年末・年度末だからこそ、事前確認をお忘れなく！

契約書・許可証のチェックはいつも以上に確実に！

- ✓ 発生が予想されるスポット産廃の事前チェック
& スポット発生につながる生産・工事計画等の予定のチェック
- ✓ 処理委託先の予定を事前にチェック
- ✓ いざという時の連絡先をチェック

3つ事前チェックで、安心・安全な新年を迎えて下さいね(^_^)

★セミナー報告★

11月20日、牟田事務所のセミナールームにて11月に施行された改正自動車運送事業法についてセミナーを行いました。今回の法改正の目的は「**トラック運送事業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善を図る**」ためということで、今後どんどん厳しくなる運送業界についてお話させていただきました。

みなさんに一番大きく影響してくるのが「行政処分終了後6カ月（悪質な場合1年）は事業拡大不可」、増車も簡単にはできなくなるんです・・・。

30分で全てをお話するにはボリュームがあり全てはお話できず、もっと詳しく聞きたいと後日、個別に連絡頂く方もいらっしゃいました。



第二部は好評のグループディスカッション！「**困窮会社を救済せよ part2**」をテーマに行いました。それぞれのグループで、我が社が抱える問題点と会社規模をバラバラに設定してみました。実際に皆さんの会社で取り組んでいることなども含め、たくさんの改善策が出ました。

普段聞けない同業他社の方の意見を聞くことで良かったというお声を頂いております。

今後も定期的に行いますので今回参加されなかった方も次回は是非ご参加お待ちしております！全員参加型！で難しい運送業界を乗り越えていきましょう！

「ながら運転」厳罰化

運転中に携帯電話を操作する「ながら運転」を厳罰化する改正道路交通法が12月1日に施行されました。スマートフォンの画面を注視したり、手に持って通話したりしながらの自動車運転に対する罰則が強化されます。

普通車の反則金は、これまでの6,000円から**18,000円**となり、「ながら運転」で事故を起こした場合には**即免停**になります。

警察庁によれば携帯電話の使用に関連した交通事故の件数は2018年で2790件と、13年の2038件から約4割増えた。16年には、一宮市で運転手がスマホでゲームをしながら運転していたトラックに男子児童がはねられ、死亡するという事故もありました。全国の交通事故の件数が減っているにもかかわらず、携帯電話やスマホを原因とする事故は増えているんです。



どんな業種でも業務中に自動車を運転する機会があると思います。運転中の携帯電話使用について教育を徹底されているとは思いますが、今一度、注意喚起をお願いします。